

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	東邦薬品株式会社	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	790

2. 指名停止措置期間

令和3年2月17日 から 令和3年8月16日 6か月

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する物品納入・役務の提供等

4. 事実概要

東邦薬品株式会社は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第89条第1項第1号、第3条、第95条第1項第1号に違反する犯罪容疑で、令和2年12月9日に公正取引委員会から告発された。

5. 指名停止理由

東邦薬品株式会社が独占禁止法に違反したことは、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第6号に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（4号及び5号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 6月以上12月以内